

「広報きしわだ」広告掲載にかかる流れ

【参考例】 7月1日号への掲載

日程	事業者様		市
5月20日 (前々月の20日)	枠数を確定後、広告概要を市へ連絡(広報きしわだ広告掲載申込書(様式1号)を市へ送付)	➡	申込書を受領後、岸和田市広告収入事業実施要綱第4条に定める基準にて審査 ↓ 最大枠数である8を超える掲載申し込みがあった場合、上記を満たしたもののの中から、掲載の優先順位付けを行う(順位付けの基準は、仕様書の“7”)
5月23日頃 (広告申し込み締め切り日の2~3営業日後)	決定通知書の受領 ↓	←	掲載広告を決定し、掲載広告決定の旨を事業者様に連絡(広報きしわだ広告掲載決定通知書(様式2号)を送付)
6月5日 (前月5日)	掲載広告データの作成、市へ掲載データの送付	➡	データを受領後、岸和田市広告収入事業実施要綱第5条、広報きしわだ広告掲載要綱に定める基準にて掲載内容を審査 ↓ 掲載内容(文言等)の調整後、広告掲載へ

▼岸和田市広告収入事業実施要綱

(広告主としない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告媒体に広告掲載をする者(以下「広告主」という。)としない。既に広告掲載している者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合もまた同様とする。

- (1) 風俗営業及びこれに類する事業を営んでいると市長が認める者
- (2) 消費者金融業を営む者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始決定を受けた事業者
- (4) 法令に違反している事業者又はそのおそれがあると認められる事業者
- (5) 市の指名停止措置を受けているもの
- (6) その事業を営むについて官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その免許又は許可等を受けていないもの
- (7) 広告主(団体にあつては代表者を含む。)の行う事業又は行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (8) 岸和田市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に該当する者
- (9) 市税を滞納している者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告主とすることが適当でないと市長が認める者

(広告掲載しない広告の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 市としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 他人を誹謗(ひぼう)し、中傷し、又は排斥する内容を含むもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するものであることにより、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 市が推薦等しているとの誤認のおそれのある表現をしたもの
- (8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (9) 風俗営業の宣伝を目的としたもの
- (10) 求人広告を主たる内容とするもの
- (11) 当該商品、サービス等の効果等に個人差があるなど消費者保護の観点から望ましくないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (14) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関し

個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成するものとする。

▼「広報きしわだ」広告掲載要綱

(広告を掲載しない場合)

第6条 広告主が事業要綱第4条各号に該当する者であるときは、市長は、当該広告を掲載しない。

2 掲載しようとする広告の内容が事業要綱第5条各号又は次のいずれかに該当するものであるときは、市長は、当該広告を掲載しない。

- (1) 法令の規定による広告規制に違反するもの
- (2) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (3) 投機的内容又は射幸心をあおる内容を含むもの
- (4) ギャンブルに関するもの(宝くじ、スポーツ振興くじその他の公営のギャンブルを除く。)